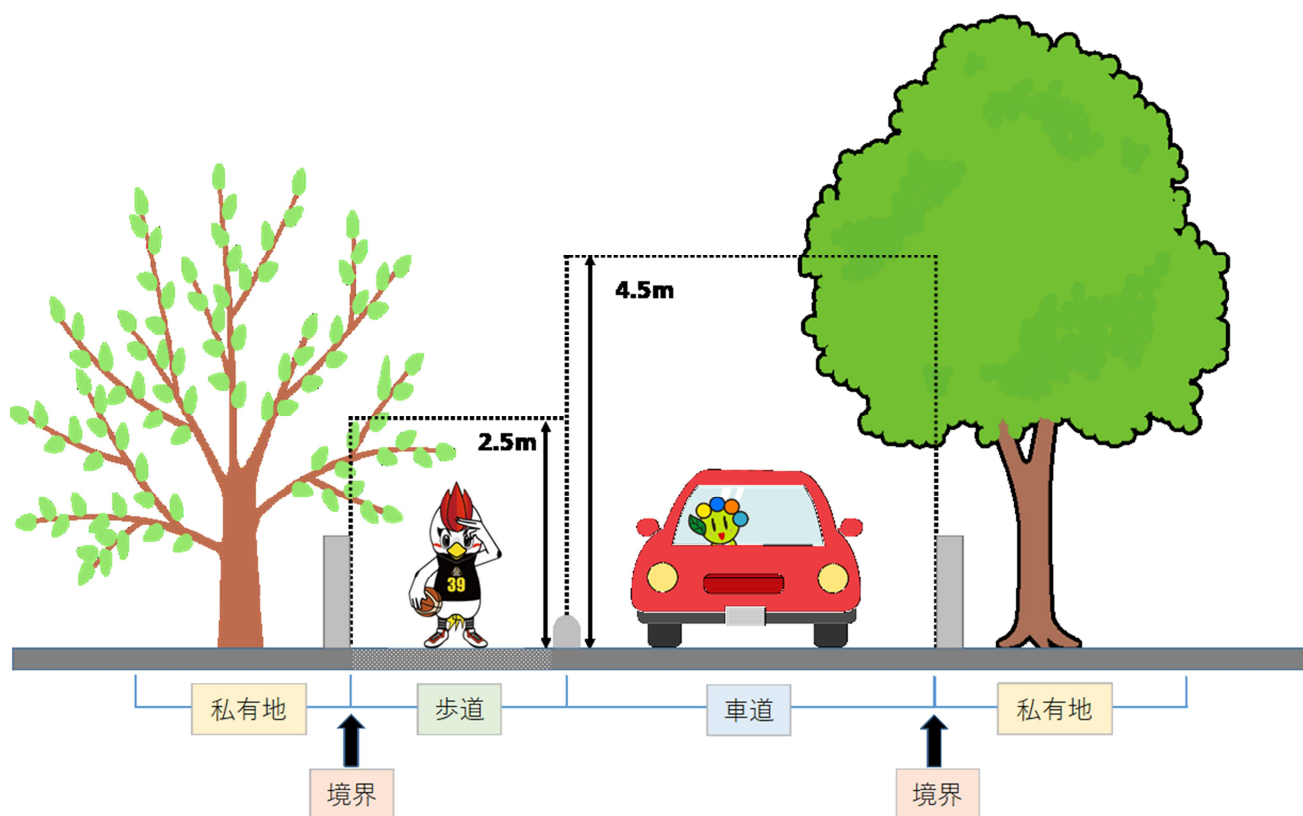


## 道路上に張り出している樹木等の管理について

私有地から道路上へはみ出した樹木・草木により、歩行者や自動車等の通行に支障をきたす場合があります。また、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり交通事故の原因にもつながります。樹木等が原因で事故等が発生した場合、土地所有者が責任を問われる可能性がありますので、できるだけ早めの処置をお願いします。



### 参考（関係法令）

#### 民法第 233 条（竹木の枝の切除及び根の切取り）一部抜粋

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

#### 民法第 717 条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

#### **道路法第 43 条（道路に関する禁止行為）**

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

#### **建築限界について**

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空 4.5 メートル、歩道の上空 2.5 メートルの範囲に通行の障害になる物を置いてはならないと定められています。